

法務省人服第106号 令和4年3月11日

教 示 通 知 書(甲)

孫 樹斌 殿

公益通報窓口責任者 法務省大臣官房人事課長

本月8日付けで当省の公益通報窓口に送付された通報につきまして,当省は,当該通報の対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しておらず,江東区役所が同権限を有していると思われますので,法務省公益通報等対応規則第20条に基づき,その旨通知します。

つきましては, 上記区役所に対し, 改めて通報願います。

(本通知に関する連絡・照会先)

法務省大臣官房人事課 公益通報担当

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電 話:03-3580-4111 (内線6712)

E-mail: koueki-tuuhou@i.moj.go.jp



法務省人服第107号令和4年3月11日

教 示 通 知 書(甲)

孫 樹斌 殿

公益通報窓口責任者 法務省大臣官房人事課長



本月8日付けで当省の公益通報窓口に送付された通報につきまして、当省は、当該通報の対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しておらず、警視庁が同権限を有していると思われますので、法務省公益通報等対応規則第20条に基づき、その旨通知します。

つきましては、警視庁に対し、改めて通報願います。

(本通知に関する連絡・照会先)

法務省大臣官房人事課 公益通報担当

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電 話:03-3580-4111 (内線6712)

E-mail: koueki-tuuhou@i.moj.go.jp



法務省人服第108号 令和4年3月11日

教 示 通 知 書(甲)

孫 樹斌 殿

公益通報窓口責任者 法務省大臣官房人事課長



本月8日付けで当省の公益通報窓口に送付された通報につきまして,当省は,当該通報の対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しておらず,最高裁判所が同権限を有していると思われますので,法務省公益通報等対応規則第20条に基づき,その旨通知します。

つきましては, 上記裁判所に対し, 改めて通報願います。

(通報先)

最高裁判所事務総局総務局第一課

T102-8651

東京都千代田区隼町4番2号

電話 03-3264-8111

(内線3375)

(本通知に関する連絡・照会先)

法務省大臣官房人事課 公益通報担当

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電 話:03-3580-4111 (内線6712)

E-mail: koueki-tuuhou@i.moj.go.jp